

第3章 消防用設備等の設置単位

第 13 誘導灯の設置を要しない部分の取り扱い

第3章 消防用設備等の設置単位

第 13 誘導灯の設置を要しない部分の取り扱い

誘導灯の設置を要しない防火対象物又はその部分の判定等は、省令第 28 条の 2 の基準によるほか、次による。

1 用語の定義

- (1) 省令第 28 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する「居室」とは、建基法に規定する居室のほか、地階及び無窓階に存する居室（例えば、傾斜地において階全体としては地階扱いとなるが、当該居室は直接地上に面しているもの等）も含むものとする。（第 13-1 図参照）
- (2) 省令第 28 条の 2 第 1 項第 3 号イに規定する「避難口」とは、当該居室に存する者が避難する際に利用するものであって、他の部分に存する者が避難する際の動線として利用しないもの（例えば、一階層のコンビニエンスストアにおける売り場部分の出入口等）をいう。（第 13-2 図参照）

2 主要な避難口に係る部分

- (1) 誘導灯の設置を要しない防火対象物又はその部分の判定は、階ごとにおこなう。
- (2) 省令第 28 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する「主要な避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができる階」の例は、第 13-3 図のとおり。
また、省令第 28 条の 2 第 1 項の規定に適合しない階（避難口誘導灯の設置を要する階）について、同条第 2 項の規定により通路誘導灯を免除する場合には、主要な避難口に設けられた避難口誘導灯の有効範囲内に居室の各部分が存する必要がある。
- (3) その他誘導灯の免除要件は、第 13-4 図及び第 13-5 図の例による。
- (4) 高輝度蓄光式誘導標識の設置方法は、第 4 章第 16 の 2 誘導標識の規定の例による。

3 (16)項イに掲げる防火対象物のうち、(5)項ロ並びに(6)項ロ及び(6)項ハの用途部分のみが存在する防火対象物（この項において「居住型福祉施設」という。）の判定等

- (1) 省令第 28 条の 2 第 1 項第 4 号及び第 2 項第 3 号の例は、第 13-6 図のとおり。
- (2) 省令第 28 条の 2 第 1 項第 4 号イに規定する「区画」の壁又は床を、給水管、配電管その他の管が貫通する場合は、当該管と区画とのすき間をモルタルその他の不燃材料で埋めることとし、また、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該区画の壁又は床を貫通する場合は、当該貫通する部分又はこれに近接する部分に、防火ダンパーを設けること。
- (3) 省令第 28 条の 2 第 1 項第 4 号ホに規定する「主たる出入口が、直接外気に開放され、かつ、当該部分における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下、階段その他の通路に面している」とは、特定共同住宅等の構造類型を定める件（平成 17 年消防庁告示第 3 号）第 4 第 2 号(4)又は(5)に定めるところによるもの、避難階において出入口が直接地上に通じている通路等が該当するもの（この項において同じ。）をいう。

4 (16)項イに掲げる防火対象物のうち、(5)項イ及び(5)項ロ並びに(6)項ロ及び(6)項ハの用途部分のみが存在する防火対象物（この項において「住戸利用施設」という。）の判定等

- (1) 省令第 28 条の 2 第 1 項第 4 号の 2 及び第 2 項第 3 号の 2 の例は、第 13-7 図のとおり。
- (2) 省令第 28 条の 2 第 1 項第 4 号の 2 イに規定する「区画」の壁又は床を、給水管、配電管その他の管が貫通する場合は、当該管と区画とのすき間をモルタルその他の不燃材料で埋めることとし、また、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該区画の壁又は床を貫通する場合は、当該貫通する部分又はこれに近接する部分に、防火ダンパーを設けること。

第3章 消防用設備等の設置単位

第 13 誘導灯の設置を要しない部分の取り扱い

5 階段又は傾斜路

階段通路誘導灯の設置を要しない階段又は傾斜路は、次による。

(1) 設置を要しない階段又は傾斜路

(1)項から(16 の 3)項までに掲げる防火対象物の階段又は傾斜路のうち、建基令第 126 条の 4 に規定する非常用の照明装置（この項において「非常用照明」という。）が設けられ、避難の方向の確認（当該階の表示等）ができるもの（**第 13-8 図**参照）

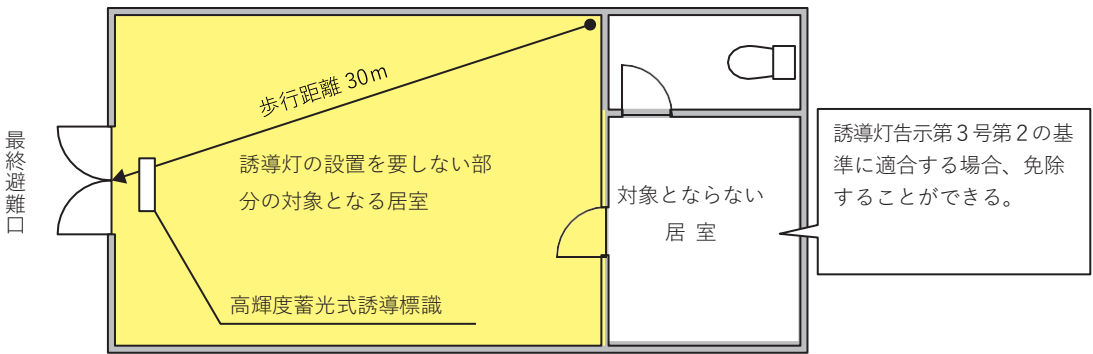
(2) 誘導灯の非常電源の容量を 60 分間とする防火対象物

誘導灯の非常電源の容量を 60 分間とする防火対象物の階段又は傾斜路に設ける階段通路誘導灯を、非常用照明で代替する場合は、その予備電源を 60 分間作動できる容量以上とし、当該非常用照明は、建基令第 126 条の 5 に規定する非常用の照明装置の基準（予備電源の容量に係る基準を除く。）を満たすこと。ただし、高輝度蓄光式誘導標識が設けられている防火対象物又はその部分に設ける非常用照明は、その予備電源を 30 分間作動できる容量以上のものとすればよい。

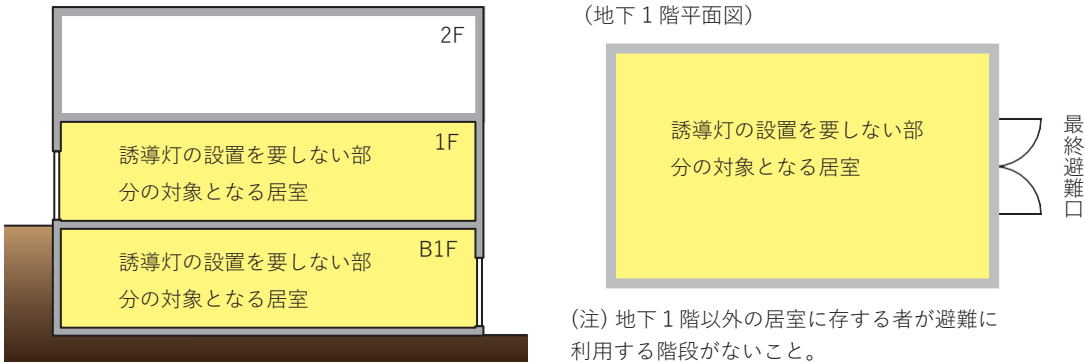
(3) 高輝度蓄光式誘導標識の設置方法は、第 4 章第 16 の 2 誘導標識の規定の例による。

第3章 消防用設備等の設置単位
第 13 誘導灯の設置を要しない部分の取り扱い

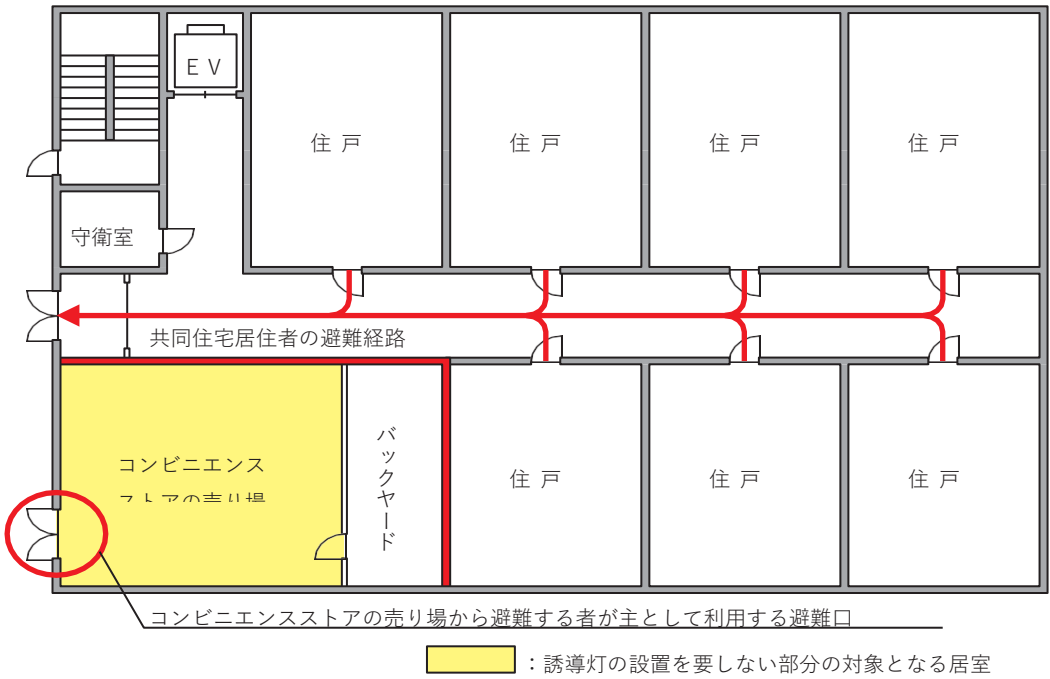
(誘導灯の設置免除の対象となる居室)



(地階に存する居室における誘導灯の設置免除の対象となる例)



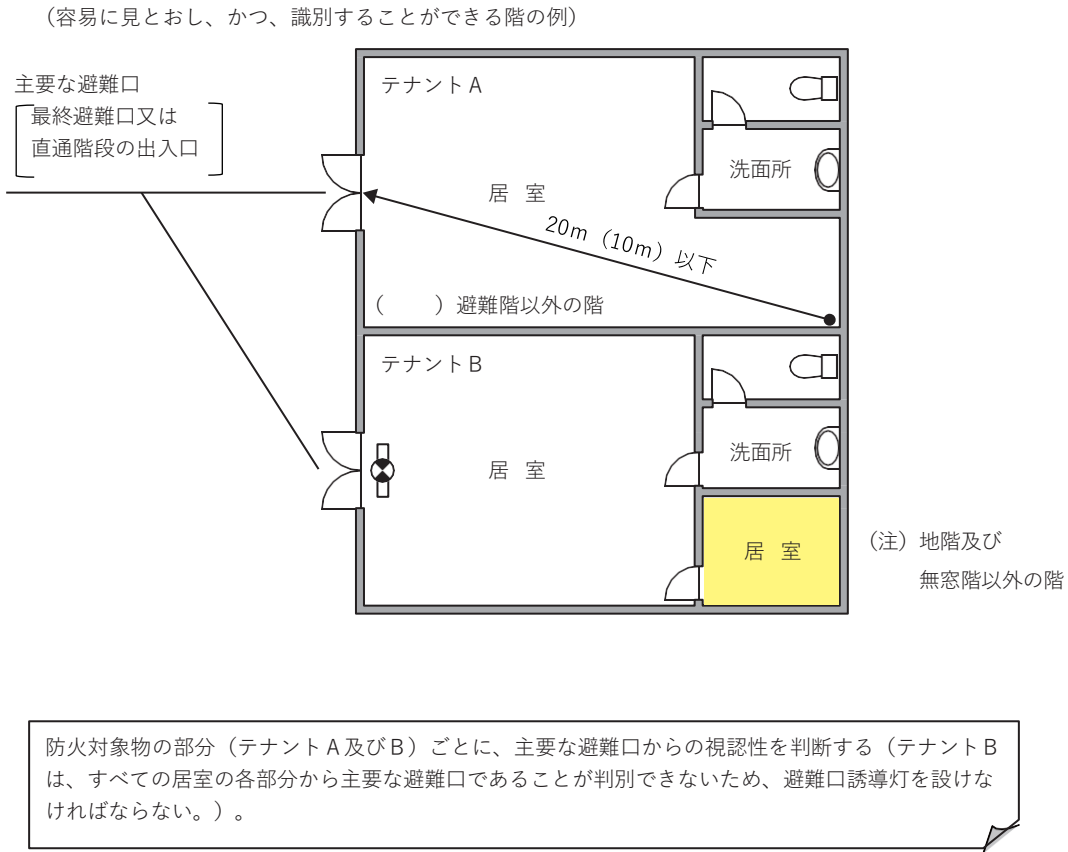
第 13-1 図



第 13-2 図

第3章 消防用設備等の設置単位

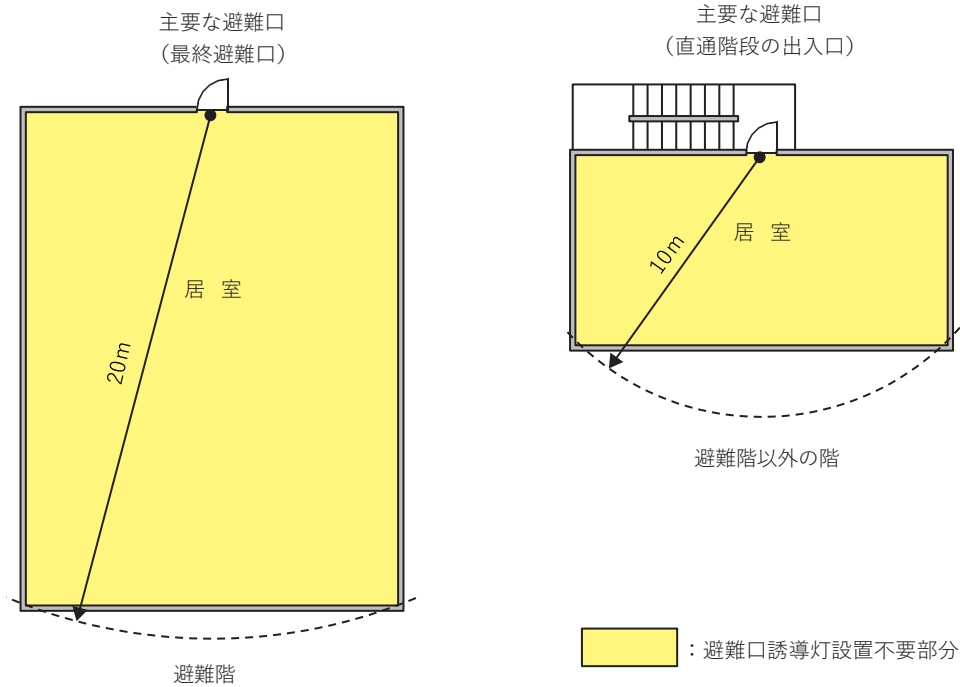
第 13 誘導灯の設置を要しない部分の取り扱い



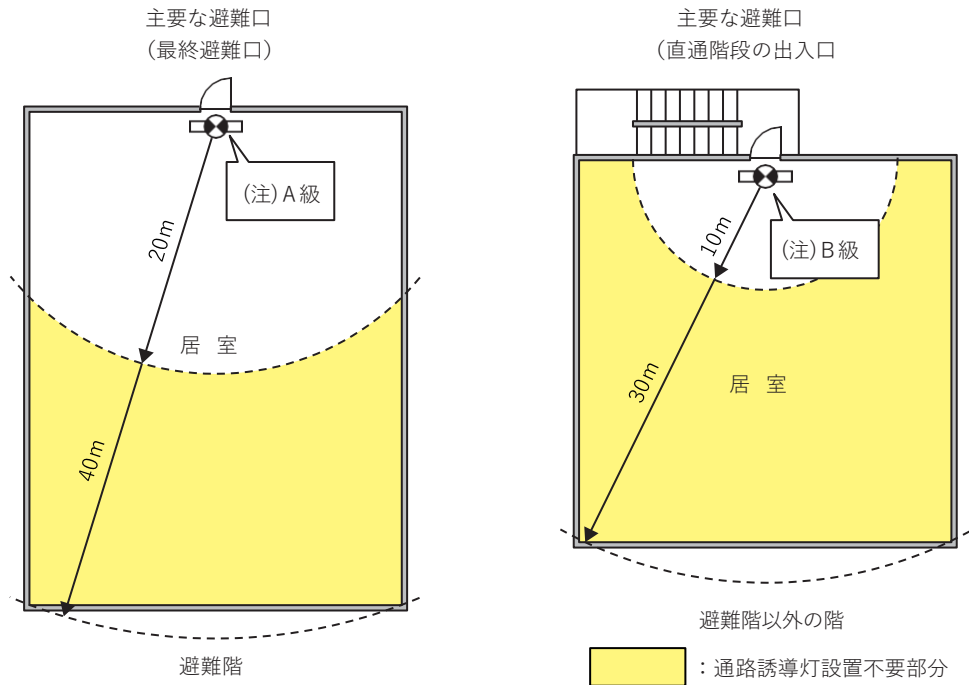
第 13-3 図

第3章 消防用設備等の設置単位
第 13 誘導灯の設置を要しない部分の取り扱い

(省令第 28 条の 2 第 1 項第 1 号関係)



(省令第 28 条の 2 第 2 項第 1 号関係)



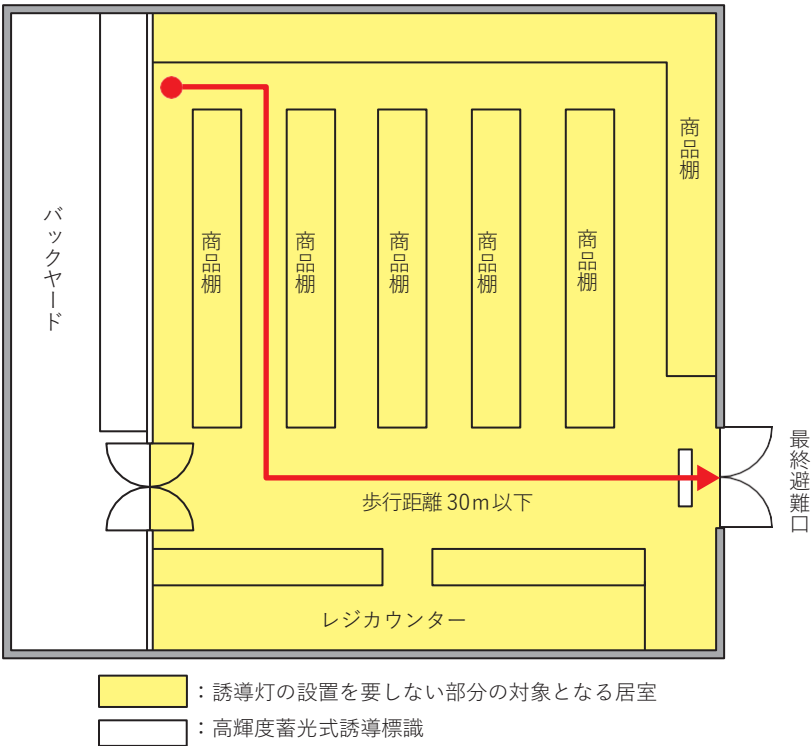
(注)通路誘導灯を免除する場合は、主要な避難口に設けられた避難口誘導灯の有効範囲内に居室の各部分が存する必要がある。

第 13-4 図

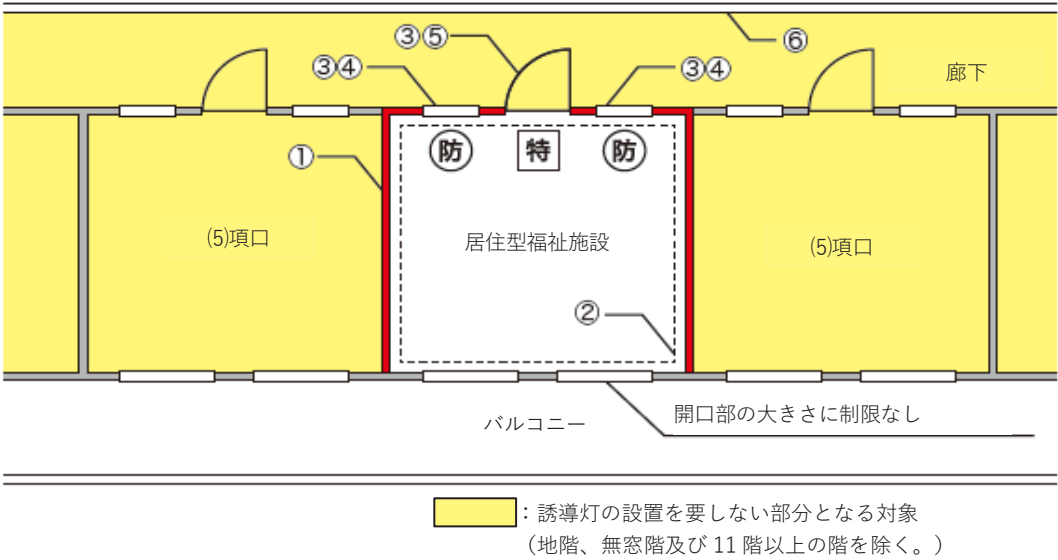
第3章 消防用設備等の設置単位

第 13 誘導灯の設置を要しない部分の取り扱い

(コンビニエンスストアの例)



第 13-5 図

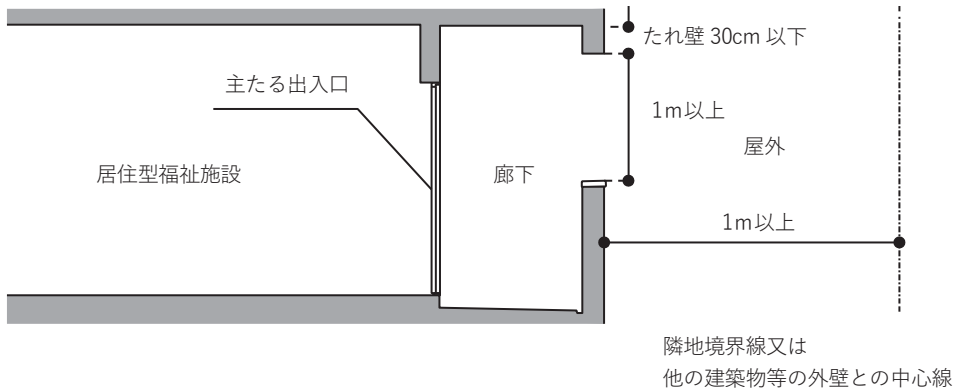


- ① 居住型福祉施設を準耐火構造（3 階以上の場合には耐火構造）で区画
- ② 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げ 難燃材料
- ③ 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が 8 m^2 以下、かつ、一の開口部の面積が 4 m^2 以下
- ④ 防火戸を設ける場合、主たる出入口以外で、2 方向避難できる直接外気に開放されている廊下等に面し、かつ、その面積の合計が 4 m^2 以内
- ⑤ ③の主たる出入口には、常時閉鎖式又は随時閉鎖式の防火戸（3 階以上の場合には特定防火戸）（廊下と階段とを区画する部分以外の開口部にあっては、防火シャッター不可）
- ⑥ 居住型福祉施設の主たる出入口が、直接外気に開放され、かつ、煙を有効に排出することができること

第3章 消防用設備等の設置単位

第 13 誘導灯の設置を要しない部分の取り扱い

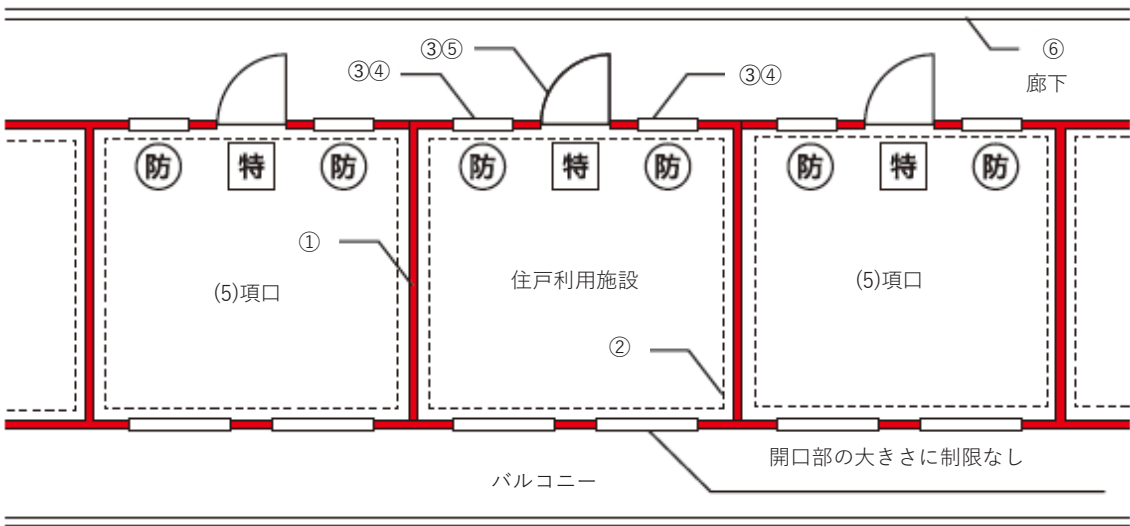
(直接外気に開放され、かつ、煙を有効に排出することができることの例)



各階の外気に面する部分の面積 > 当該階の見付面積 1 / 3



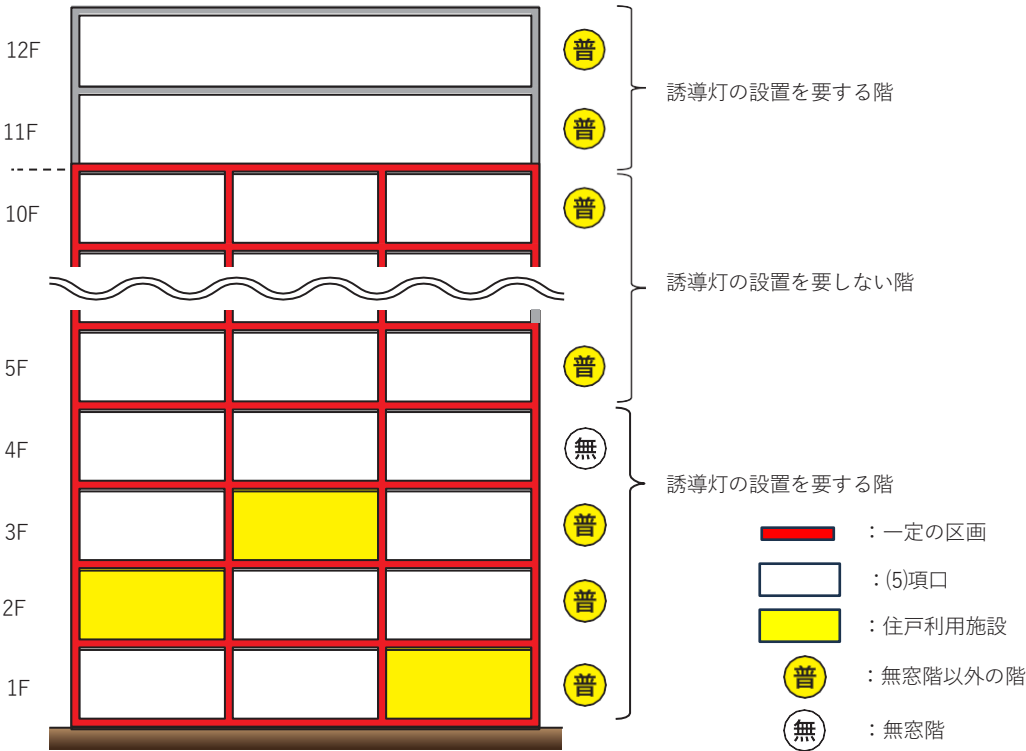
第 13-6 図



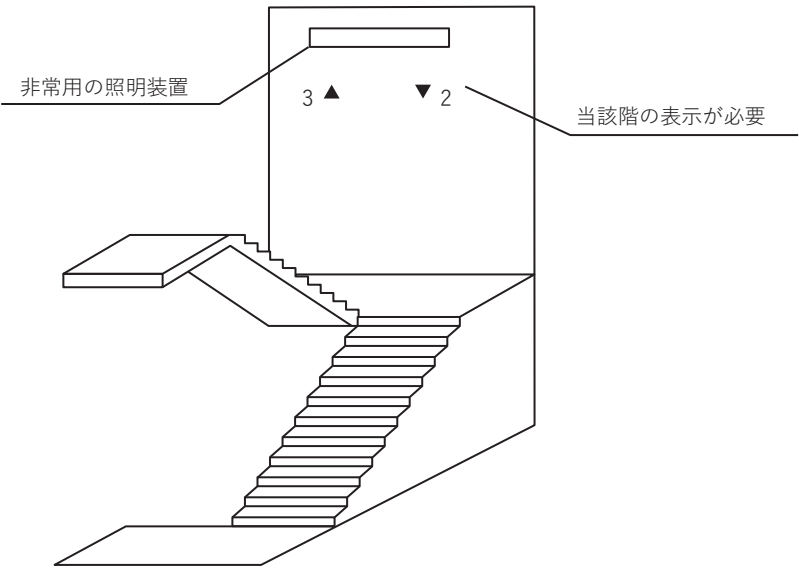
- ① 居室 ((5)項口の用途に供される部分を含む。)を耐火構造で区画
- ② 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げ 難燃材料
- ③ 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が 8 m²以下、かつ、一の開口部の面積が 4 m²以下
- ④ 2 以上の異なった経路により避難できる部分の出入口以外に防火戸を設ける場合、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が 4 m²以内
- ⑤ ③の主たる出入口には、常時閉鎖式又は随時閉鎖式の特定防火戸
(廊下と階段とを区画する部分以外の開口部にあっては、防火シャッター不可)
- ⑥ 住戸利用施設の主たる出入口が直接外気に開放され、かつ、煙を有効に排出することができること

第3章 消防用設備等の設置単位
第 13 誘導灯の設置を要しない部分の取り扱い

(省令第 28 条の 2 第 1 項第 4 号の 2 及び第 2 項第 3 号の 2 の適用を受ける場合の例)



第 13-7 図



第 13-8 図